

資源循環促進税

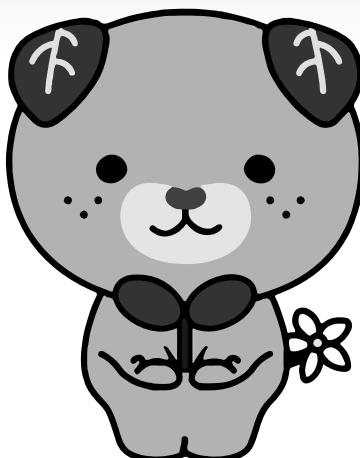
愛媛県では、循環型社会の構築を推進していくため、
資源循環促進税を導入しています。

目的

産業廃棄物の排出を抑制し、再生利用をより一層促進して、限りある資源を効率的に活用する「循環型社会」の構築を推進する。

納稅義務者

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者、中間処理業者



課税標準及び税率

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
1トン当たり 1,000円

納稅方法

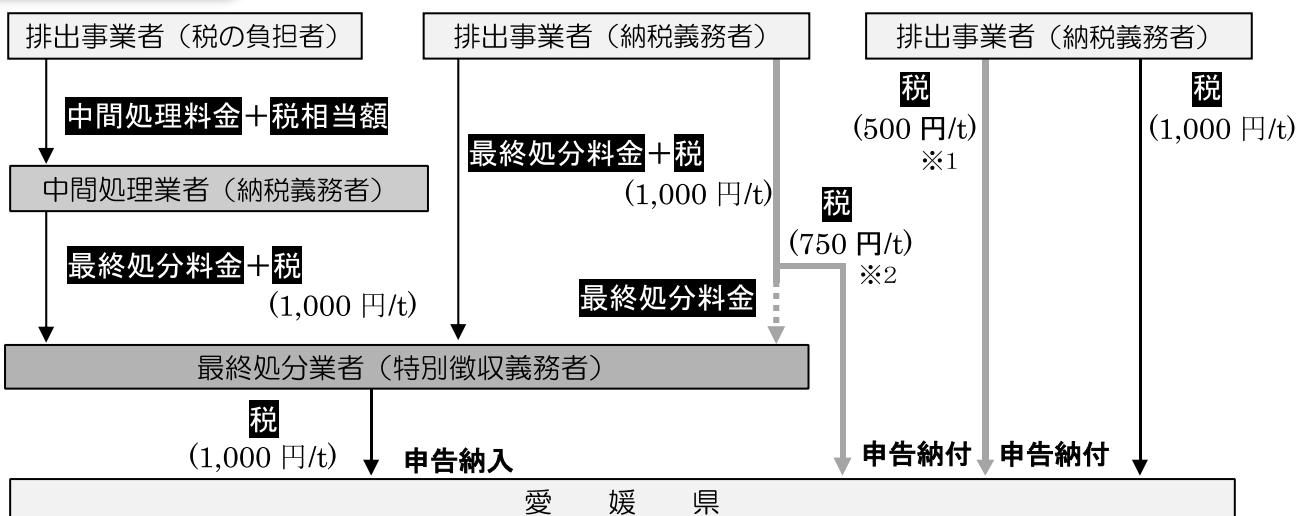
最終処分業者を特別徵収義務者とする申告納入
(自己処分及び軽減措置が適用される場合の委託処分は、排出事業者の申告納付)

税の用途

産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充当します。具体的には、次のような施策に充てます。

- 産業廃棄物の排出抑制、減量化、有効利用を促進するための研究・開発及びそのための施設整備
- 環境ビジネスの振興
- 監視指導体制の拡充・強化
- 優良な産業廃棄物処理業者の育成
- 環境教育の充実

課税の仕組み



【軽減措置】

※1 自らが設置する専用の最終処分場において自己処分する場合

※2 他者が設置する最終処分場の設置費用を負担した当該処分場において委託処分する場合